

東京電力株式会社による電気料金値上げ後のフォローアップ に関する経済産業省への意見

平成 28 年 5 月 31 日
消 費 者 庁

消費者基本計画工程表（平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定）においては、平成 24 年 7 月の東京電力による値上げ後の電気料金のフォローアップを行うこととされており、本年 3 月及び 4 月に開催された経済産業省「電力・ガス取引監視等委員会電気料金審査専門会合」では、料金原価と実績費用の比較等、原価算定期間終了後の事後評価が行われた。消費者庁は、本事後評価について、消費者委員会の意見を踏まえ、検討の結果として本意見を作成した。

経済産業省に対しては、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、本意見に対応することを要請する。

また、本年 4 月から、電力小売全面自由化が始まり、消費者による新料金プランへの切替えが始まっているものの、当面、多くの消費者が規制料金メニューの利用を継続することが見込まれることから、東京電力ホールディングス株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社において、自社の経営が地域及び消費生活に多大な影響を与えることを十分自覚し、社会的責任をしっかりと果たすべきであると考えられるところ、経済産業省による適切な指導を要請する。

1. 全体的な評価

【電力・ガス取引監視等委員会による原価算定期間終了後の事後評価】

○今般の電力・ガス取引監視等委員会による事後評価は、物価問題に関する関係閣僚会議への付議に向けた協議等が予定されていない中で、消費者基本計画工程表での記載内容を踏まえて実施され、消費者庁による「東京電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 24 年 7 月 17 日公表）のうちフォローアップ審査に関する記載内容¹に基づき、実績が料金原価を上回っている 4 つの費目について、合理的な理由なく料金原価を上回る事となっていないかについて、電気料金審査専門会合において検証されたものである。このことは、原価算定期間終了後の事後評価においても、消費者の観点から料金の適正性を確保する姿勢が示されたものとして、一定程度、評価できる。また、規制部門と自由化部門の利益率に乖離が生じた要因や、経営効率化の取組状況について、東京電力に対して説明を求めたことも評価できる。

¹ 「東京電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」では、フォローアップ審査において、「人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないよう、経済産業省は継続的に監視すべきである」としている。

○経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書（平成 24 年 3 月）では、原価算定期間終了後、事業者が料金改定を行わない場合には、事業者が自ら部門別収支ベースで、原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、具体的に説明することにより、原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性を評価することが適当とされている。しかしながら、今般、東京電力により提示された「電気料金の評価」において、収支見通しは未定とする等の具体的な説明は行われていない。したがって、東京電力自ら、規制料金メニューの改定を行わないことの妥当性に関して十分に説明していない。電力・ガス取引監視等委員会は、東京電力に対し、収支見通し等に関する消費者への丁寧な説明や情報提供を促すべきである。

【規制料金メニューの値下げ】

○今般の東京電力による「電気料金の評価」²において、今後の電気料金の改定については、柏崎刈羽原子力発電所が稼働をしても、直ちに規制料金メニューの値下げを行うということではなく、費用全般の動向等について総合的に判断するとされている。しかしながら、平成 24 年に、原子力発電所の停止に伴う火力発電の燃料費などの増加のため、家庭用の低圧分野の料金を値上げした経緯³等を鑑みれば、仮に柏崎刈羽原子力発電所が再稼働された場合には、料金原価に大幅な変更が生じることから、直ちに規制料金メニューの値下げを行うべきである。

2. 個別項目

【経営効率化の取組】

○今般の事後評価において、経営効率化の取組については、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年平均で、料金原価時の想定（1 年当たり 2785 億円）と比較し、実績（6975 億円）として、4190 億円の深掘りが行われたことが示されている。しかしながら、この深掘りには、当初料金算定の前提としていた平成 25 年度からの柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が行われず原子力停止に伴う燃料費が増加する中での、緊急避難的な繰延べが含まれている。緊急避難としての繰延べは、コスト負担の先送りでもあり、本来の恒常的なコスト削減とは異なるものであり、料金原価への影響を明確に区分して明示すべきである。同時に、東京電力においては、本来の意味でのコスト削減をより徹底的に進めることが必要である。

² 平成 28 年 4 月 14 日開催の第 18 回公共料金等専門調査会の資料 2 の 22 ページを参照。

³ 東京電力は、平成 24 年 7 月に規制部門で平均 8.46%の電気料金の値上げを認可され、同年 9 月 1 日から実施した。

【人件費】

○今般の事後評価における、料金原価と実績費用の比較において、人件費は136億円⁴の増加が示されており、その要因については、新・総合特別事業計画（平成26年1月15日）に基づく、コスト削減計画の超過達成分の一部を原資とする「処遇制度の改編」を実施したためとされている。しかしながら、従業員の処遇改善の原資としてこの超過達成分には緊急避難的な繰延べが含まれている。そもそも経営効率化によるコスト削減は、本来、規制料金メニューの値下げに反映されるべきであり、従業員の処遇改善に充当するのであれば、東京電力は、消費者の理解を得るために、どのような基準でどのような処遇改善を行ってきたのか、その実績等について情報提供及び説明を行うべきである。

<2014年度の新・総合特別事業計画におけるコスト削減目標額と実績額>

目標額	実績額	超過達成額 (実績額と目標額の差分)
5761 億円	8573 億円	2812 億円 (注2)
	緊急避難的な繰延べ額	
	約1800 億円 (注1)	

(注1) 東京電力の2014年度における緊急避難的な繰延べ額については公表されていないものの、約1800億円は実績額8573億円のうち約2割程度に相当する。

(注2) 当該コスト削減達成額(2812億円)を原資として、新・総合特別事業計画に基づいて、約136億円の「処遇制度の改編」等が実施された。なお、コスト削減超過達成額から(注1)の緊急避難的な繰延べ額(約1800億円)を差し引くと、原資となる繰延べ額以外の超過達成分は、約1000億円と試算される。

(注3) 「生産性倍増委員会合理化レポート」(2014年12月17日)によると、2013年度における緊急避難的な繰延べ額は、コスト削減の実績額が8188億円に対し、1821億円としている。

【修繕費等】

○今般の事後評価における、経営効率化の取組において、修繕費については1007億円⁵の深掘りが行われたことが示されているが、4月14日開催の公共料金等専門調査会では、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の遅れに対応した緊急避難的な繰延べが多く行われているとの説明があったが、その額は示されてい

⁴ 数値は原価算定期間(平成24年度～平成26年度)の3事業年度の平均の額。

⁵ 数値は原価算定期間(平成24年度～平成26年度)の3事業年度の平均の額。

ない。一時的な収支改善のための緊急避難的な繰延べは、恒常的なコスト削減とは異なるものであり、今後の料金原価への影響が示されなければ、真にコスト削減の深掘りが行われたのか評価できない。東京電力は、コスト削減の取組について、正当な評価を得るためにも、修繕費も含めた費用の見通しについて、消費者に分かりやすい情報提供及び説明を行うべきである。

3. 今後の課題

本年4月から、電力小売全面自由化が始まり、消費者による新料金プランへの切替えが始まっているものの、当面、多くの消費者が規制料金メニューの利用を継続することが見込まれる。

こうした中、経営効率化が図られた場合や柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が行われた場合には、それらによるコスト削減等が東京電力の規制料金メニューの値下げに適切に反映されるよう、電力・ガス取引監視等委員会において毎年度実施される審査において、適切な監視が行われることが必要である。

工程表では、今年度及び来年度においても、電気料金値上げ後のフォローアップを行うことが定められており、今後、電力・ガス取引監視等委員会において、他の電力会社に対して原価算定期間後の事後評価が実施される際には、本意見の趣旨を踏まえて、より厳正な審査が行われることが必要である。

東京電力においては、規制料金メニューに関わる分社化後の料金原価構成や電源構成、CO2 排出係数、放射性廃棄物排出量について、消費者に対する分かりやすい情報提供及び説明を行っていくことを要望する。

なお、東京電力は、電力小売全面自由化に際し、契約先の切替え（スイッチング）を希望する消費者に対して、優先的にスマートメーターを設置することとしていたにもかかわらず、遅れが生じており、可能な限り速やかに遅れを解消すべきである。

消費者庁としては、今後上記についての対応状況を注視し、必要に応じて経済産業省に対して意見を申し述べることとする。

以上